

令和2年度事業計画（案）

自 令和2年 4月 1日

至 令和3年 3月31日

（公社）愛知県公共嘱託登記司法書士協会

1. 基本方針

当協会は、公益法人として、嘱託登記を通じて官公署の公共事業の円滑な実施に寄与することを使命として活動を行っている。昭和61年の設立以来、各社員の不断の努力により、地域に根差し、官公署との信頼関係を構築してきており、これが当協会の最大の強みとなっている。その結果、全国的に受託高の低迷している公嘱協会が多いなかで、当協会の受託高はここ数年堅調に推移しており、安定的な組織運営を行ってきた。

この状況を維持すべく、今年度も引き続き当協会の本来業務である嘱託登記業務及びその前提としての相続人確定業務の受託拡大に向けた取り組みをより一層推進していく一年としていきたい。そして、社員が公益法人の一員としてその社会的使命を自覚するとともに、一人一人が活躍して行けるような組織作りに努めていく。

また、昨年度受託した長期相続登記等未了土地解消作業を本年度も引き続き行っていく。本作業は、大量の相続人調査案件を迅速かつ正確に処理する必要があり、相続の専門家である司法書士としての当協会の社員一人一人の力を存分に発揮できるものであり、本作業を受託できるのは、当協会しかいないとの考えのもと、取り組んでいく。問題点も多々存在するが、多くの社員に協力していただけるよう、臨時職員の雇用等も行いながら作業の効率化をはかっていく。それとともに、本作業をよりよい方法で実施していくためにも、本年度、全国公共嘱託登記司法書士協会協議会（以下、全司協）に再加盟し、必要な働きかけを行っていく。そして、本作業を通じて、当協会の活動や存在意義を広く官公署等にPRする良い機会だと考え、これを契機として、今後、市町村等官公署からの個別の相続人確定業務の受託につなげられるような取り組みも進めていく。

あわせて、近年、大きな社会問題となってきた「所有者不明土地問題」に対しても対処していく。国もこの問題解消に向けた取り組みに本腰を入れており、今後も様々な対策が実施されていくことが予想される。当協会は、公益法人としてこの問題の解消に向けた取り組みを行っていく必要があると考えており、司法書士会（以下、本会）とも協力のうえ、活動を進めていく。

2. 総務

（関係各所との交流）

愛知県公共嘱託登記土地家屋調査士協会（以下、調査士協会）、法務局、県、市町村役場等の官公署、全司協、中部ブロック連絡協議会、本会、政治連盟、リーガルサポート、協同組合等の隣接する団体との交流を密にし、協調関係を維持していく。

(社員の増強への取り組み)

当協会の強みは、大量の嘱託登記案件等に迅速に対処できる組織力であり、組織力を強化していくことが当協会の持続的発展と組織の活性化につながっていくと考える。そのためにも新入会員の入会、社員数の増加が必要である。本会の新人会員に当協会の活動を知ってもらうためにも積極的にPRし、入会者の増加に向けた取り組みを行っていく。

また、既存の社員に対しては、嘱託業務に役立つ書籍等の配布を行っていく。

(広 報)

ホームページや本会の会報を通じて当協会の情報を随時発信していく。社員向けのホームページには、新入社員をはじめ地区の責任者や担当社員が嘱託登記の受託から完了までの一連の流れがわかるように嘱託登記業務で必要な情報を掲載し、その内容の充実をはかっていく。

3. 嘱託登記業務

当協会が、継続して安定的な組織運営と活動を行っていくには、嘱託登記業務の受託拡大が必要であると考えており、引き続き受託の拡大に向けて各官公署への開発啓発活動を積極的に行っていく。登記業務委託契約を締結していない市町村や受託実績の少ない市町村については、当協会の活動を周知し、当協会の有益性を積極的にPRすることにより、新規での契約締結や受託増加に向けて働きかけを行っていく。また、官公署に対して当協会の相続人確定業務の周知をはかり、利用拡大に繋げていけるような取り組みを強化していく。それにより嘱託登記業務のみではなく、その前提とした相続人確定業務や相談業務を含めた一連の業務の受託を通じて、官公署の公共事業の円滑な実施に寄与できるように取り組んでいく。あわせて、調査士協会と協調し、共同での受託活動や啓発活動を行っていく。

長期相続登記等未了土地解消作業については、前回の経験を踏まえ、継続的な受注も視野にいれながら、よりスムーズで効率的に作業が実施できるような体制を整えていく。

国が実施する嘱託登記業務への入札については適切に対応していく。

4. その他の公益目的事業

(所有者不明土地問題への対応)

公共事業の円滑な実施に大きな支障となっている「所有者不明土地問題」が近年社会問題として認識されてきており、その対策として「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」や「表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律」が成立した。また、現在、相続登記の義務化や共有制度、財産管理制度、相隣関係制度及び国土調査法等の見直しなど、土地所有に関する基本制度の改正作業も進められている。当協会は、公益法人としてこの問題の解消のため、でき得る事を勘案し、本会とも協力のうえ、研究、情報収集、そして要請があれば社員の派遣等積極的

に取り組んでいく。また、「認可地縁団体による登記の特則」なども含め、これらの対策法は処理困難な嘱託登記案件の現場において活用できるものであり、各市町村へ実際の解決事例等情報の提供や相談への対応ができるように体制を整えていく。

(研究事業)

道路を中心とした公用地等の未登記問題についての研究や官公署への提言を引き続き行なっていく。この問題は放置することによって公共事業の円滑な実施や災害時の復旧復興の妨げの原因となり、年月の経過により問題が複雑化することは間違いのない事実である。所有者不明土地問題が注目されている今だからこそ、同じ未登記問題として、今一度この公用地等の未登記問題の解決の必要性を深く認識してもらう良い機会であると考え、調査士協会や政治連盟とも協力し、研究や提言を行っていく。あわせて、この問題について具体的な事例の情報を収集するとともに、今後発生が予想される南海トラフ地震や近年、激甚化している風水害に備える為にも、官公署にこの問題を放置することの危険性や解決の必要性を認識してもらえるように活動を進めていく。また、困難登記の具体的な事例やその解決方法などの研究や情報収集を行い、その情報を社員が共有できるようにしていく。

(講習会及び講師派遣)

講習会や講師の派遣は官公署に当協会の活動内容を広くPRするために重要である。今年度も引き続き調査士協会と協力し、講習会開催や講師派遣を行っていく。それとともに、各地区での講習会開催の要望があれば、講師の派遣等対応できるような体制を整えていく。また、各社員がそれぞれの地区での講習会で講師を引き受けやすくするためにも、現在までに行ってきた研修会の資料やデーターを各社員が活用できるような仕組みを作っていく。

(全司協)

現在、全国で実施されている長期相続登記等未了土地解消作業の入札や作業の遂行にあたり、情報が少ないなかで、全司協から提供された各種の情報は大変有意義なものであり、あらためて全国の公嘱協会を束ねる組織の必要性を痛感した。現在の全司協は、加盟する協会が減少しており、全国的な組織とは言えない状況である。しかしながら、継続的に実施されることが予想されているこの解消作業に対する様々な要望を、直接発注者である国にとどけるには、やはり全司協の存在が必要であると考えに至った。そのためにも、全司協に加盟する協会の増加が必要であり、当協会は、今年度より準会員として再加盟し、これにより他の脱退協会の再加盟につながるように必要な働きかけや提言を行っていく。

5. 経 理

予算の適正な執行と事務局運営の効率化をはかる。

以上